

見附市選挙管理委員会告示第31号

令和7年11月30日執行予定の見附市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第3項の規定により投票用紙及び投票用封筒を郵便でもって発送する場合、その発送を開始する日を次のとおり定めた。

令和7年11月5日

見附市選挙管理委員会  
委員長 佐野 真砂子

投票用紙等の発送を開始する日

令和7年11月21日